

脱原発をめざす首長会議主催 『再エネを主力電源に 周辺自治体に事前了解権を』

現地報告:

島根における脱原発、再エネへの転換と地方自治

島根原発・エネルギー問題県民連絡会
事務局長 保母武彦

1. 「島根原発・エネルギー問題県民連絡会」(以下「県民連絡会」)の結成とその後の経緯

(1)県民連絡会は2013年2月11日に結成。

島根県は、かつて薪炭の一大生産地だったが、高度成長期、エネルギー源を石油へと切り替えた「エネルギー革命」によって、農山村の過疎化が進んだ。現在も島根県は、森林・木質バイオマスをはじめ水力、風力や地中熱に恵まれており、それらの再生可能エネルギー源の利用が、地域再生と活性化の力になる。

福島第1原発事故後も核エネルギー源に執着するか、それとも地産地消の地域資源の利用に舵を切るかは、「住民のエネルギー選択権」によって決められるべきである。我々は、島根原発を廃止し、地域のエネルギー源を地域住民の幸せのために活かす地方自治の再活性化を推進するために、県民連絡会を結成した。(資料—1参照)

(2)「県エネルギー自立地域推進基本条例」の制定を求める住民直接請求運動

①地方自治法第74条に基づき、標記条例の制定を島根県知事に直接請求した。この条例制定によって、脱原発、再エネを基本とした持続可能な循環型社会のシステムを構築し、ゆたかな自立した地域社会の形成を目的とした。2013年10月に直接請求運動を開始し、2014年2月7日、知事に提出した有効署名数は83,323筆(有権者の14%)であった。(資料—2条例案参照)

②溝口島根県知事は、「エネルギー自立のためには、現在の40倍の再生可能エネルギーが必要であり、国の関与がないまま島根県だけで実現することは困難」という否定的な付帯意見を付して、直接請求した条例案を県議会に提出した。総務委員会で否決されたが、本会議での総務委員長報告には、委員会での審議等を踏まえ、「エネルギー自立は実現困難として否決となったが、多数の方々の直接請求であったことを重く受け止め、執行部に対し、①再生可能エネルギーや省エネルギーについて、これまで以上に調査・研究し施策の充実を図ること、②再生可能エネルギーや省エネルギーの普及推進にあたって、市町村と連携し県民の意識啓発に努めること」の2点の要望が盛り込まれた。

③その後も民主県民クラブが独自の法案を準備され、良く奮闘されたが、自民党議員連

盟から横やりが入り、『省エネルギー』について触れることがかなわず、『脱原発』に触れた前文もなくなり、電気事業者の責務や大切な年次報告、審議会の設置が入れられなかった。また、県の法令担当から・・・修正も加えられ、最終的に再生可能エネルギー推進という理念は生かされたものの、民主県民クラブの当初提案とはほど遠い、『骨と皮』だけとなってしまった。残念と言わざるを得ない。」(島根県会議員はくいし恵子『島根県再生可能エネルギーの導入の推進に関する条例』の議員提案の取り組み)

(http://www.jichiro.gr.jp/jichiken_kako/report/rep_miyagi36/02/0215_jre/index.htm)

2. 脱原発、再エネをめぐる現状

(1) 島根県における再生可能エネルギー

2016年度導入実績によると、再生可能エネルギー年間発電量は14.6億kWh(2019年度末目標値15.6億kWh)となり、県内電力消費量に対する再エネの発電量は27.5%(同30.4%)となった。2014年度末実績が、それぞれ10.9億kWh、21.2%であったから、増加はしている。だが、目標自体が低い上、木質バイオなどは県外企業の参入だという問題がある。

(2) 島根原発2号機の再稼働問題、および3号機の新規稼働問題

島根原発の1、2、3号機は、次のようになっている。

- ・ 1号機；出力46万kw、営業開始1974年3月。廃炉を2017年に決定。
- ・ 2号機；出力82万kw、営業開始1989年2月。再稼働に向けて規制委審査中。
- ・ 3号機；出力137.3万kw、営業開始延長。規制委審査申請の事前了解を依頼中。

3号機は実質は新規稼働だが建設許可が済んでおり、現在、新規規制基準への適合性審査請求について地元自治体が事前了解をするか否かの局面にある。

3. 島根原発3号機の新規制基準への適合性審査請求と周辺自治体

(1) 中国電力は、適合性審査の申請に際して、「立地自治体」(松江市、島根県)には「事前了解」を求め、「周辺自治体」(安来市、出雲市、雲南市、境港市、米子市、鳥取県)には「意見」を求めている。この「立地自治体」にあつて「周辺自治体」にない「事前了解」権が、今問題になってきた。

福島原発による被ばくと避難等から見て、「周辺自治体」も「立地自治体」と同様の被災リスクを持つからである。であれば、同様の「事前了解」等の権限を持たないと、地方自治法(第一条の2)に自治体の基本的責務と定められている「住民の福祉の増進」に責任を持ってないからである。そのため、原子力安全協定の改定要求が高まっている。

(2) 周辺自治体が同等な「事前了解」等の権限を持つと、原発の新增設、立ち入り検査等に、「同意」と「不同意」の相対立する意見が出ることが予想される。

松浦正敬松江市長は、安全協定について「船頭が多いと物事が動かなくなる。原発の安全性や事故の特徴を考えると、立地自治体の意見が最大限優先されなければならない」(今年5月23日付「日本海新聞」)と述べている。原発推進に前のめりの松浦松江市長として

は、原発稼働に批判的な意見が出る余地をなくすために、周辺自治体には「事前了解」権（拒否権）を与えるべきでないという考えであろう。この「立地自治体最優先論」は、周辺自治体の自治体としての基本的な責務の遂行を抑止することになり、地方自治法の理念とは相容れない。

3号機の適合性審査への中国電力の申請をめぐり、周辺自治体の無権利状態の解消が、大きな論点である。この問題を解決するためには、関係する地方自治体の相互尊重、相互協力の意識を高めるとともに、広域行政機能を担う県の積極的なリーダーシップが必要である。

4. 解決力 展望 地方自治

原発・エネルギー問題を地方自治により解決する。

(1) 原発・エネルギー政策に地方自治の参画を

我が国の原発を含むエネルギー政策は、「エネルギー基本計画」により行われている。「エネルギー基本計画」を決定するのは国会ではなく閣議である。この集権制度の根拠とされているのが、「(資源やエネルギー)の大部分を海外に依存する我が国にとって、資源・エネルギーの安定供給は必要・不可欠」(「エネルギー基本計画」2010年)だから政府権限で、という論理である。原発・エネルギー政策は分権化と自治の時代から取り残され、その結果が、福島第一原発の過酷事故であり深刻な放射能被災だった。福島の悲劇を繰り返さないためには、この上意下達の仕組みを変える必要がある。

(2) 住民の「いのちと暮らし」の防衛は第一級の行政課題

私たち島根県民の運動を触発したのは、フクシマであった。フクシマが教えてくれたことは、原発はエネルギーの問題である前に、「いのちと暮らし」の問題だということである。地方自治法に定められているように、地方自治体は「住民の福祉の増進を図ることを基本」(第一条の二の一)としており、地方自治によって「いのちと暮らし」が守られるエネルギー政策のしくみを確立しなければならない。県庁所在地・松江市に中国電力の島根原発を抱え、30キロ圏内に47万人が住む島根県(と鳥取県)にとって、地方自治による「いのちと暮らし」の防衛は第一級の行政課題である。

資料編

◆〈資料—1〉

「島根原発・エネルギー問題県民連絡会」結成総会アピール

島根県民のみなさまへ

私達の暮らしと産業活動にとって、エネルギーは欠かせません。今日の巨大化した産業社会を支えるエネルギー源は、次第に石油と原子力に移されてきました。しかし、石油など化石燃料は地球温暖化の原因になり、原発はスリーマイル島やチェルノブイリの大事故を起こしました。しかも、石油もウランも、数十年先には枯渇するエネルギー資源であることも背景にあつて、省エネルギー化と、枯渇資源から風力、太陽光、地中熱やバイオマスなどの再生可能エネルギーへの転換が、世界的潮流となってきました。

この世界的潮流を決定づけたのが、世界最悪の原発事故となった東京電力福島原発の過酷事故でした。政府の収束宣言にもかかわらず、事故原因は未だ分からず、放射能を出し続けています。福島原発の事故を境に、多くの国が省エネと、原発から再生可能エネルギーへの転換を加速しています。また、島根県民の多くが「島根原発はないほうがよい」と考えるようになってきました。この県民の気持ちは、大切にされなければなりません。

山林面積の多い島根は、かつて薪炭エネルギーの一大産地でした。高度成長期、薪炭や石炭から石油へと切り替えた「エネルギー革命」と外材の輸入によって、県内の山林は就業と所得の場ではなくなり、農村の過疎化が進みました。エネルギー資源のあり方が、地域社会の盛衰を左右したのです。島根県は、森林・木質バイオマスをはじめ水力、風力や地中熱には恵まれています。それらの再生可能エネルギー源の利用は、地域の再生と活性化の力になるでしょう。

終わりが見え始めたウランなど枯渇性エネルギー源に執着するか、それとも地産地消の地域資源である再生可能エネルギー源の利用に舵を切るかは、「住民のエネルギー選択権」によって決められるべきものです。地域の資源とエネルギー源を地域住民の幸せのために活かすのが、本来の地方自治です。

私達は、ここに「島根原発・エネルギー問題県民連絡会」を結成します。この県民の連絡会を県民のみなさんとの対話の場として、「島根県エネルギー自立地域基本条例案」をつくり、この夏には、地方自治法に基づく直接請求を島根県知事に行う予定です。この条例制定によって、持続可能な循環型社会のシステムを構築し、新たな産業と雇用を創出させ、ゆたかな自立した地域社会の形成に努めます。

県民のみなさまのご協力、ご支援をよろしくお願いいたします。

2013年2月11日

「島根原発・エネルギー問題県民連絡会」結成総会

◆〈資料一2〉

島根県エネルギー自立地域推進基本条例(抜粋)

前文

私達の生活は、多くのエネルギーを消費することで成り立っています。しかし、大量生産・大量消費・大量廃棄という経済活動・ライフスタイルは、石油・石炭等の化石燃料の使用による気候変動問題など、自然環境と生活環境悪化の主な原因になっています。

私達には、資源の有限性を再確認し、資源を過剰に消費せず、効率的に使用し、省エネルギーの推進を図ると共に、環境への負荷を軽減する環境保全型の再生可能なエネルギーの創出が求められています。

2011(平成23)年3月に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故は、国や電気事業者等が喧伝していた「安全神話」を崩壊させ、いったん原発事故が発生すると、自然環境や多くの住民の生活に取り返しのできない深刻、かつ、重大な影響を与えること、緊急の事態に対しては、国・自治体の災害準備や対策には限界があることを再認識させました。私達は、島根原発の30km圏内に、島根・鳥取両県民46万9000人が生活していることに鑑みても原発と共存することはできません。

そして、私達は、放射性廃棄物の処理・管理という深刻な負の遺産を将来世代に残さない責務を負っていることを真摯に受け止めなければなりません。

今や、原子力発電から省エネルギーと原発に依存しないエネルギー政策への転換を図ることが急務となっています。

私達は、原発立地県に生きる自治体の主権者として、原子力発電所の生み出す危険性の恐怖から免れ、安全に生存する権利とともに、環境保全型再生可能エネルギーを用いる権利を有していることを改めて自覚しなければなりません。

島根県は、歴史的・文化的・自然的遺産を有し、豊かな海・河川・湖と森林・里山に囲まれた地域です。その一方、島根県は、都市部への人口流出、少子高齢化、過疎化の進行が著しく、県としての対策が急務となっている地域でもあります。

今、私達は、将来世代も住み続けるこの島根県の地域が豊富にもつ再生可能なエネルギーの積極的な導入と普及に取り組み、新たな産業と雇用を創出させ、豊かな自立した地域社会を形成することにより、地域経済を活性化させ、将来にわたって、原発や化石燃料に頼らず、持続可能な循環型社会とエネルギー自立地域を実現するために、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、持続可能な循環型社会とエネルギー自立地域の形成（以下、「エネルギー自立地域の形成等」という。）について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、エネルギー自立地域の形成等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、エネルギー自立地域の形成等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって、現在及び将来の県民が、自然の恵沢と良好な環境を享受し、健康で文化的な安心できる生活を確保することに寄与することを目的とします。

(基本理念)

第3条 エネルギー自立地域の形成等及びその実現は、以下の各項の内容を基本として、行われなければなりません。

- (1) 地球環境を保全し、循環型社会を実現すること
- (2) 原子力発電からの計画的脱却により、安全な社会を目指すこと
- (3) 省エネルギー化と再生可能エネルギーの普及により、地域でのエネルギー自立社会を目指すこと
- (4) 県民の意思を尊重し、県及び市町村、県民、事業者等の協働を重視すること

第2章 県および市町村の責務

(県の責務)

第4条 県は、県民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的、かつ、総合的に実施する役割を広く担うものであることに鑑み（地方自治法第1条の2）、県において、省エネルギーと再生可能エネルギーの積極的な導入と普及に取り組み、新たな産業と雇用を創出させ、豊かな自立した地域社会を形成することにより、将来にわたって、持続可能な循環型社会のシステムを構築する責務を負います。

2 県は、前項の責務を遂行するため、必要な調査を行い、エネルギー自立地域の形成等に関する総合的、かつ、基本的計画を策定し、実施するものとします。

3 県は、市町村の行うエネルギー自立地域の形成等に関する施策の支援及び総合調整にあたるものとします。

(県民及び事業者に対する的確な情報の提供と必要な支援)

第5条 県は、県民及び事業者に対し、省エネルギーの推進及び地域における再生可能エネルギー導入の促進に関する的確な情報の提供及び必要な支援をするものとします。

(省エネルギーと再生可能エネルギー導入のための産業の育成等)

第6条 県は、省エネルギーを推進し、地域における再生可能エネルギー導入を促進するために、関連する産業の育成、雇用の創出、地域経済の活性化に努めます。

(地域づくり)

第7条 県は、市町村、県民、事業者と連携し、省エネルギーの推進及び地域における再生可能エネルギー導入の促進に取り組む地域づくりに努めます。

(教育)

第8条 県は、学校教育及び社会教育を通じて、次世代を担う子どもを含む県民が、環境保全・持続可能な循環型社会の実現、エネルギー自立地域の理解とこれを主体的に担う意識を育てるよう、必要な施策の実施に努めるものとします。

(公共施設における実施等)

第9条 県は、県の公共施設における省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に関する施策を実施します。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 県は、その実施する施策の全般にわたり、エネルギー自立地域の形成等の推進に配慮するものとします。

(県民及び事業者の理解を深めるための措置)

第11条 県は、県民及び事業者が基本理念に関する理解を深めるように、広報活動その他の必要な措置を講じるものとします。

(市町村の責務)

第12条 市町村は、基本理念に則り、エネルギー自立地域の形成等に関し、県の基本計画及び実施計画、これに基づく施策に準じた計画及び施策、その他の当該市町村の自然的社会的条件に応じた計画並びに施策を策定及び実施する責務を負います。

(全文掲載：<http://midori-eneren.com/>)

◆<資料-3>

2014年1月12日

『島根県エネルギー自立地域推進基本条例』の

制定請求署名の収集にご奮闘いただいた全ての皆様へ

島根原発・エネルギー問題県民連絡会

昨年10月21日から取り組んできた『島根県エネルギー自立地域基本条例』の制定を求める署名者数は、地方自治法の定める基準である「選挙権を有する者の50分の1」(11,673人)を遥かに超える16%(92,827人)に達しました。これは、原発事故の恐怖から免れ、地域エネルギー資源利活用による地域社会の再生と活性化を願う県民の意思表示です。これを受けて、1月7日、各市町村選挙管理委員会に対して署名者証明申請を行うことができました。ここに、署名収集並びに活動資金調達などにご尽力いただいた皆様に、改めてご

報告申し上げるとともに心から感謝を申し上げます。

島根県では知事・県議会議員選挙が来年4月に迫っており、9万人を超える署名は、知事・議会といえども“県民への合理的な説明なしには否決できない”新しい状況をつくりだしました。折しも、安倍内閣による原発再稼働路線への回帰や、東京都知事選挙における「脱原発」争点化の可能性の浮上など、情勢の新たな進展の中で、私たちが制定請求する条例案の新規性、卓越性に県内外のマスコミと国民の熱い視線が注がれるようになってきました。

条例案は、エネルギー政策決定システムに地方分権と地方自治、住民参加を位置づけ、条例制定後1年以内に「県エネルギー計画」を策定することにしていきます。その計画づくりの過程で、県民は大いに学び合い、大いに議論し合って県民合意を形成し、地球温暖化防止のための省エネルギー化、島根の地域特性を踏まえた再生可能エネルギーの開発と普及、原発からの計画的脱却を図ることにしていきます。

条例制定請求署名を終えた今、私たちが取り組むべき課題は、2月12日に開会される定例県議会での採択を経て『島根県エネルギー自立地域基本条例』を制定することです。署名数が「選挙権を有する者の50分の1」を超えても、条例案が自動的に制定されるものではありません。条例制定は、これからが正念場です。

署名をした県民と知事や県議会議員との間に立場や意見の違いがあっても、「住民の福祉の増進」（地方自治法第1条の2第1項）という地方自治体の基本に立てば、将来の世代に負担とリスクを及ぼさないという「世代間の倫理」で一致できないはずはありません。そうであれば、現実の政策次元でも「世代間の倫理」を担保する制度として『島根県エネルギー自立地域基本条例』を制定し、「県エネルギー計画」を策定することの必要性で一致することは可能ですし、必要です。

したがって、立場や意見の違いを相互に認めつつ、県民が納得する豊かで安全な郷土づくりの具体策を共有するための努力が求められます。そのために知恵を出し、県内各地域から対話の輪を広げてくださるよう、よろしくお願いいたします。

◆〈資料—4〉

3号機の適合性審査請求に関する 松江市への公開質問&回答

〈問1〉 適合性審査請求の同意・不同意を判断する前に、3号機の新規増設の社会的必要性・妥当性および企業の必要性・妥当性は詳細かつ十分に検討されましたか。また、「このまま放っておくわけにはいかない」（7月4日付「山陰中央新報」）の理由は何でしょうか。

【回答1】

原発依存度については今後低減させていくべきであり、将来的に原発が無くなれば、それに越したことはないと思っております。

しかし、電力の多くを火力発電で賄っている現状は、二酸化炭素の排出量の増加やエネルギー自給率の低下などの問題を伴います。また、再生可能エネルギーは安定供給が難しく、今すぐに再生可能エネルギーのみで全ての電気を賄うことは困難であると考えています。

国のエネルギー基本計画において、原発については重要なベースロード電源と位置付けられており、国民生活や経済成長を支える電力を安定的に供給するためにも、やはり当分の間、安全性を大前提とした原発の必要性はあるものと考えております。

市民の皆さまの懸念や不安の解消のためにも、新規制基準に適合しているかどうか、技術的・専門的なことについて、まずは原子力規制委員会でしっかりと審査していただくことが重要であると考えております。

〈問2〉 「早急に審査を受けて、安全性を確認していく必要がある」、また「安全確認が必要」（7月4日付「朝日新聞」）という松浦市長の発言がありますが、松江市は、原子力規制委員会の審査は安全性の審査であると認識されているのでしょうか。原子力規制委員会は「適合性審査に合格しても事故は起こりうる」と説明していますが、この適合性審査に「合格」すれば、3号機は「安全」ですか。

【回答2】 田中元原子力規制委員長はかねてから「絶対的安全性は保証しない」旨、発言されていますが、この趣旨は、「絶対安全を求めると、事故は起こらないという安全神話に陥るといふことの反省から、常に安全を追求する姿勢を貫く」ためであると仰っています。また、新規制基準適合性審査は、「運転にあたり求めてきたレベルの安全性が確保されることを確認するもの」とも仰っています。今後、島根原発2号機、3号機について厳格に安全性を確認していただきたいと考えております。

〈問3〉 3号機の新規制基準への適合性審査請求に対する同意・不同意の意見に関して、松江市は、30キロ圏内の6市、島根県及び鳥取県の意見の軽重の差を置くべきとお考え

でしょうか。

松浦市長は、安全協定について「船頭が多いと物事が動かなくなる。原発の安全性や事故の特徴を考えると、立地自治体の意見が最大限優先されなければならない」（5月23日付「日本海新聞」と述べられています。立地自治体の意見は周辺自治体の意見より優先すべきという考え方の根拠は何でしょうか。意見が優先されない周辺自治体において、原発政策について住民の意思決定は採用されずに放射線被曝リスクの負担を負う場合がないとは限りませんが、その場合もやむを得ないと松江市はお考えでしょうか。

【回答3】松江市には周辺市にないPAZがあり、UPZについてもほとんどが周辺市よりも近い位置にありますので、明らかに周辺市より危険性は高いと考えています。こうしたことから、私としては、原子力災害対応や稼働に係る重要な判断の際には、立地自治体の意見を尊重してほしいと考えているところです。周辺自治体の意見については、現在、立地自治体である島根県が、事前了解などを行うにあたり鳥取県や周辺市から意見集約を行う仕組みを整えていますので、島根県において、周辺市の意見を最大限尊重していただけるものと考えています。なお、私は周辺自治体の島根原発に関する取り組みに対し意見を申し上げる立場にないと度々申し上げており、その考えに変わりはありません。

＜問4＞松江市長は、市議会の閉会あいさつにおいて「事前了解」の根拠として、「市議会や安全対策協議会（安対協）、住民説明会で出た意見を踏まえ、市として了解したいと考えている」と述べておられます。市政は住民の意見を反映すべきですが、この点に関する質問です。安対協・住民説明会では反対意見・質問のみであったと取材報道されていますし、参加・傍聴者の一致した感想です。記者の取材に「（安対協では）賛成の人は発言しなかった。反対は原発そのものに反対で我々の立場とは相いれないが、安全性をきちっと踏まえてやるべきだとの意見だと思っている」（7月4日付「朝日新聞」とも語っておられます。ここで述べておられる「賛成の人は発言しなかった」を示す根拠データは何でしょうか。また「安全性をきちっと踏まえてやるべきだとの意見だと思っている」の「やるべきだとの意見」は「審査請求をやるべきだとの意見」と思われるが、そう考えられる根拠はどこにあるのでしょうか。

【回答4】

6月25日の安対協は、新規制基準への適合性審査に申請しようとする内容について中国電力から説明を受け、委員の皆さまに理解を深めていただくとともに、審査を受けることについてのご意見を聞くことを目的として開催したものであり、協議会で発言されなかった委員は審査を受けることに異論のないものと受けとめたところです。

また、「やるべきだとの意見」は、「審査結果をふまえてきちんと議論すべき」という趣旨の意見であると受けとめており、問1でお答えしたとおり、まずは原子力規制委員会でしっかりと審査していただくことが重要であると考えております。